

## 第8期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に関する パブリックコメントの実施結果について

第8期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に対する意見の募集に際し、ご協力いただきありがとうございました。いただいたご意見の概要と、これに対する市の考え方をお知らせいたします。

### 1 パブリックコメントの概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 募集期間   | 令和2年12月15日（火）から令和3年1月15日（金）まで                                 |
| (2) 提出できる方 | 市内在住・在勤・在学の方、市内の高齢者福祉施設を利用している人、または市内に事務所・事業所を有する法人や団体        |
| (3) 閲覧場所   | 市ホームページ、高齢者支援課、情報公開コーナー、各コミュニティセンター、各学習センター（公民館）、図書館、社会福祉センター |
| (4) 提出方法   | 郵送、メール、ファックス、持参   |

### 2 意見募集の結果

- |      |                |
|------|----------------|
| 提出者数 | 2名（メール1名、持参1名） |
| 意見件数 | 5件             |

### 3 意見の概要と市の考え方、計画（案）修正の有無

- |       |        |
|-------|--------|
| 修正なし  | 5件     |
| 市の考え方 | 次紙のとおり |

| No                      | 該当箇所  | 意見の概要   | 市の考え方（対応）  | 計画案修正の有無 |
|-------------------------|-------|---|--|----------|
| 第4章 施策の展開               |       |   |  |          |
| 基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 |       |   |  |          |
| 1                       | 55ページ | <p>●3-1-1「生活の支援」の買物支援の実施について</p> <p>コロナ禍、宅配のニーズは高まっているが、インターネットでの注文など高齢者が利用するにはまだまだハードルが高いところがあります。そこを支援する仕組みが整備されると良いと思う。</p>  | <p>日常の買い物の機会が十分に得られない場合、鎌ヶ谷市社会福祉協議会の「ふれあいサービス」や、介護保険利用者への在宅介護サービス等の利用につながるよう、適切に周知を行ってまいります。</p> <p>また、日常生活圏域ごとに設置している協議体において、いただいたご意見を参考としながら地域での買物支援を含む課題を抽出、共有し、解決に向けて取り組んでまいります。</p>     | 無        |
| 2                       | 59ページ | <p>●3-2-2「成年後見制度の利用促進」について</p> <p>成年後見制度利用支援事業の実施については、申し立ての手続きを法テラスなどにお願いと高額な費用がかかる。</p> <p>無料で申し立ての手続きを支援してくれる専門の部署があると利用促進につながると思う。市川市・松戸市・船橋市は社会福祉協議会の中に設置している。</p>   | <p>成年後見制度の利用については、申立てに費用が発生することや数々の手続きが必要であることを認識しております。今後、成年後見制度の周知及び利用促進のため、社会福祉協議会とともに、千葉県後見支援センターの周知や個別相談会を実施します。</p> <p>また、将来的な後見ネットワークセンター（中核機関）の設置に向けて、関係機関で協議検討してまいります。</p>          | 無        |
| 基本目標4 介護保険事業の適正な運営      |       |   |  |          |
| 3                       | 61ページ | <p>●4-1-3「事業者の指定と指導体制の充実」について</p> <p>訪問介護サービスの事業所は中央地区に集中しており、北部地区には事業所が1か所もない。そのため、サービスに入ってくれる事業所を探すのにとっても苦勞する。希望する内容のサービスが利用できなかつたり、他市の事業所を利用する場合もある。</p> <p>北部地区へ訪問介護事業所の参入を検討してほしい。また、他のサービスについても地区ごとに偏りのないよう事業所の指定をお願いしたい。</p> | <p>居宅サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護）事業者の指定については、都道府県が指定権限を持っているところですが、介護保険法の一部改正（平成30年4月施行）により、市町村協議制による指定拒否・条件付加が可能となったところです。</p> <p>今後におきましては、居宅サービスの整備圏域の偏りをなくすよう、県への意見や情報提供を求める等、連携してまいります。</p> | 無        |

| 第5章 介護保険事業の効果的な運営 |       |  |  |   |
|-------------------|-------|--|--|---|
| 4                 | 78ページ | <p>●地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）について</p> <p>高齢化率が増加しているのにも関わらず、利用人数の実績が減少した理由は何か。</p>  | <p>地域密着型通所介護は、原則として市民のみが利用できるサービスで、17事業所が運営しておりますが、本市は市域面積が小さく人口も少ない中、市外の被保険者も利用できる通常の通所介護サービスを提供する事業所が29事業所と、サービスの選択肢が多い状況にあります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者のサービス利用の自粛も減少の理由の一つと考えております。</p> | 無 |
| 5                 | 78ページ | <p>●地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）の整備計画について</p> <p>令和5年度に4,872人の利用を見込み、3箇所の新規整備を予定しているとあるが、平成30年度の実績（4,877人）に近い数字なので、新規整備をする必要がないのではないか。</p> | <p>本市では、市内6地区（中央、中央東、東部、南部、西部、北部）を日常生活圏域と位置づけておりますが、通所介護及び地域密着型通所介護については整備圏域に偏りがあるため、市内の介護需要と供給のバランスが取れるよう、不足圏域を優先して整備誘導を行ったり、情報提供などの支援を進めてまいります。</p>  | 無 |